



2020年 6月22日
第186号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第37号

「労働安全衛生法に基づく適正な運用を求める」申し入れ 団体交渉実施!! (6月18日) その2

3. 50名未満の事業所において安全衛生委員会に準じた会議を定例的に開催し、労働者の安全と健康に留意すること。

回答) 関係法令等に則り取り扱っている。

組合) 50名未満の開催状況は

会社) 50名未満については、4半期に1回、労働者の意見を聞く場は開催している。

組合) 現場からは、意見を聞く場を設けている認識がない。どのように開催しているのか。

会社) 意見聴取の場として設けている箇所や、勉強会などを通して意見を聞く箇所があり、聞いた内容を掲示板等において社員に周知していると報告を受けている。

組合) 現場の社員に、意見の場として分かるように周知すること。

会社) 今日の議論を受け、社員に分かるような場にしていく。

4. 安全衛生委員会の審議内容は表題だけではなく、詳細な議論経過を掲示し、社員周知を徹底すること。

回答) 関係法令等に則り取り扱っている。

組合) 安全衛生委員会の審議内容が表題だけで内容が分からないと言われている。審議内容を、どのように社員へ周知しているのか。

会社) 安全衛生委員会の記録は、勤労課に報告を受けている。各区所からまた、社員への周知は、掲示板等で行っている。

組合) 磁気テープ等に保存し労働者が審議内容を確認できるようにするとなっているが、磁気テープ等で記録しているのか。

会社) 審議事項の周知は、見やすい場所への掲出、労働者に書面の送付、磁気テープ等に記録となっているが各区所は記録を取っており労働者への周知は、見やすい場所に掲示することで審議内容を周知している。なお、安全衛生委員会の審議内容は、参加した人にも内容を聞くこともできるので、聞いてほしい。

労働安全衛生法では、「労働災害の防止のため責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等、その防止に関する総合的な計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進すること」を目的としています。

適正に、安全衛生委員会や安全衛生委員会に準じる意見聴取の場を活用し、労働者の安全と健康を守ろう!